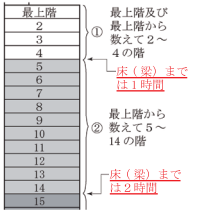
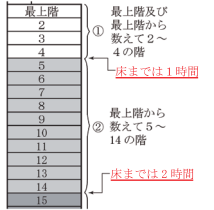
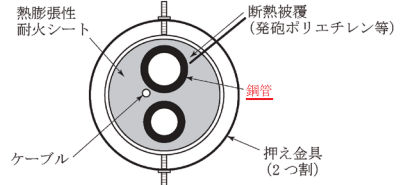
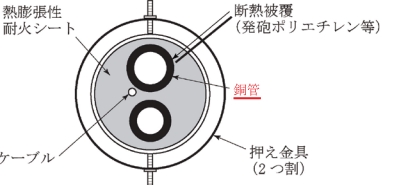
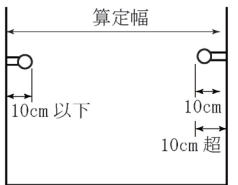
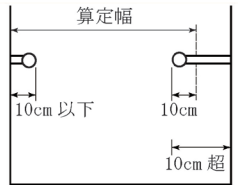
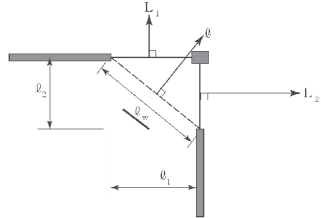
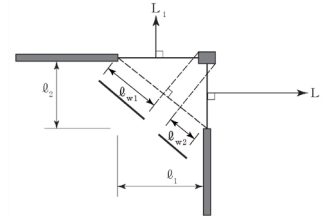
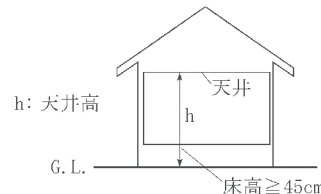
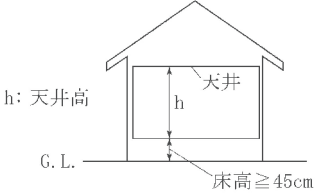
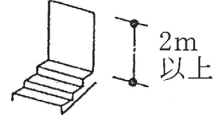
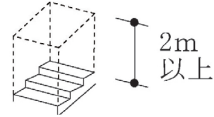
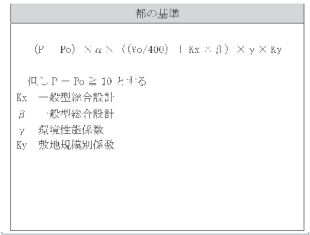
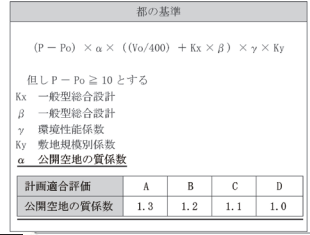


2017年5月

頁	誤	正
13	右側4行目…赤道(公 図 上道路…	…赤道(公 図 上道路…
15	表1-Ⅲ-1 「2項」道路の行、「6m区域」の列、「 $L \geq 6m$ 」 「2項」道路の行、「説明」の列、最下段の「※表1-11」	$L \leq 6m$ ※表1-Ⅲ-3
32	表中、最下段の1行目「表1-10」	表2-Ⅰ-3
49	表2-Ⅱ-10 	
51	表2-Ⅱ-11、「(ロ)・(ニ)」の行、「塗厚さ」の列、(鉄 鋼 モルタル・	(鉄 網 モルタル…
65	表2-Ⅱ-27 表中の項目の欄「構造耐力上…」	表2-Ⅱ-27 表中「対象」
71	図2-Ⅲ-1、3.の文章中、…35mを超えないもの	…35m以下のもの
73	図の左側「※…取扱は十分審査機関…」	図の左側「※…取扱は十分審査機関等…」
79	右側最下行「(図2-40(a))」	(図2-Ⅲ-22(a))
80	②の二行目「(図2-Ⅲ-22)」	②の二行目「(図2-Ⅲ-22(b))」
87	小屋裏物置等の行、床面積の取扱の列、 ②の5行目…1.4mであること	…1.4m以下であること
109	図2-Ⅲ-89で両図の傾斜勾配「2.5」	図2-Ⅲ-89 「1.25」
110	図2-Ⅲ-96 ※の注釈文最終行が切れている	図2-Ⅲ-96 ※の注釈文最終行「特定行政庁に確認する」
122	右側最下段から3行目、…3なので…	…3を超えるので…
140	図3-Ⅰ-8 	
140	左側9行目、「表2-12」	表3-Ⅰ-3 とする
141	表3-Ⅰ-4、2行目「…かつ他階又は…」	…かつ地階又は…
157	表3-Ⅱ-4 	
158	左側10行目「塗り45mmTQ以上…」	左側10行目「の塗り厚さ45mm以上…」
174	図3-Ⅱ-41「有効開口部」	文字切れしている
175	右側最下行より10行上、「図3-Ⅱ-4」	図3-Ⅱ-47
177	頁中央の凡例「●:耐火被覆」	頁中央の凡例「●:HFD」
181	右側最下行より5行上、「表3-Ⅱ-58」	図3-Ⅱ-58 とする
185	表3-Ⅱ-20、合わせガラスの行、フロート板ガラスの欄、 …50mm以下…	…5.0mm以下…
191	表3-Ⅱ-26、※3の文中「(図3-Ⅱ-77)」	(図3-Ⅱ-78)
204	右17行目、…協議により θ の方向に θw の幅…	協議により $\theta w1$ と $\theta w2$ の合計幅…

頁	誤	正
204	図3-Ⅲ-19 	
205	表3-Ⅲ-5 	
209	表3-Ⅳ-4、9の行、算定式の欄、 $n=0.06A$	$n=0.06P$
215	右側7行目、「表2-64」	表3-Ⅳ-12
218	図3-Ⅳ-8の図中「チャンパ ニ 」	図3-Ⅳ-8の図中「チャンパ ニ 」
220	左側22行目「図3-Ⅳの…」	左側22行目「図3-Ⅳ-11～16の…」
224	中段、受雷部の配置については表2…	表3-Ⅳ-23
225	14行目、相互間の平均間隔が表4に…	表3-Ⅳ-24
251	表3-V-8、下段※の文章で、又は以降の2行目が切れている	※…(大臣認定)又は限界耐力計算の場合には適用除外される
255	左側4行目、「表2-85」	表3-V-11
260	左側14行目「表2-86」	表3-V-15
273	図3-V-17のタイトル中、(法第32条3項)	(法第22条3項)
275	図3-V-27 のタイトルなし	タイトルを記載「耐震診断の技術指針及び認定診断法の規定」
289	2ヘリコプター…	3ヘリコプター…
290	表3-Ⅳ-6 	
291	表3-VI-6、左側の表の最上段の項目、「緊急離発着場」	緊急救助用スペース
379	表7-Ⅲ-16 避難用タラップの欄 	
381	表7-Ⅲ-18中、設置対象の2行目「表7-32」…	表7-Ⅲ-17
410	表8-Ⅱ-1中、最下行「表8-3」	表8-Ⅱ-2
414	図8-Ⅱ-2 のタイトルが無い	指定確認検査機関等が行うことができる仮使用認定とタイトル記載
421	右側2行目、「図6-12」	図8-Ⅲ-12
444	表9-Ⅰ-2 のつづき 	
525	図9-VII-5 のタイトルなし	各室の区分とタイトル記載
582	表9-XⅠ-17の※の文章中の「表7-14…」	表9-XⅠ-16
594	左側6行目(7章Ⅱ 2、…)	(7章Ⅱ 1、…) 「2」を削除する

引用・参考文献 「85」 特別共同住宅等防火安全対策研究会（編集）
特別共同住宅等の消防用設備等技術基準解説（増補版）, (株)ぎょうせい
平成 29 年 4 月改訂版に基づく追加事項

図 9-II-25
特定共同住宅等の構造類型判定フロー図⁸⁵⁾

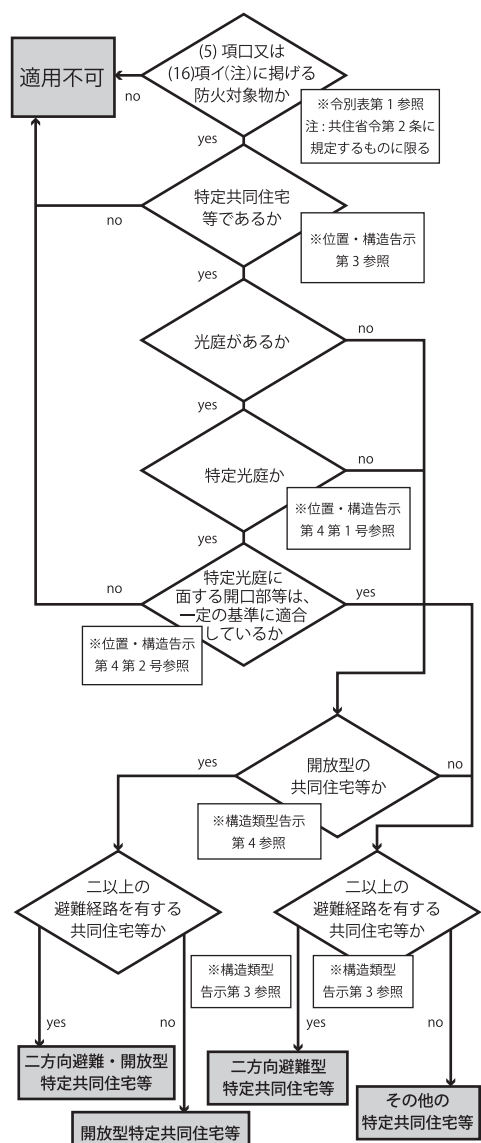


表 9-II-14
二方向避難型（初期拡大拡制性能）⁸⁵⁾

共同住宅用スプリンクラー設備		共同住宅用自動火災報知設備	11
共同住宅用スプリンクラー設備		共同住宅用自動火災報知設備	10
住宅用消火器及び消火器具 ※1	屋内消火栓設備 ※2	★10階以下の特定福祉施設等に設置。ただし、当該部分の合計1,000㎡未満の場合は特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる。	5
		住戸用自動火災報知設備及び非常警報設備（※3）	OR
		OR	GL
消火器具	屋内消火栓設備	動力ポンプ設備	
	屋内消火栓設備	屋外消火栓設備	
	スプリンクラー設備	自動火災報知設備	

※1 福祉施設等にあつては消火器具に限る。
※2 令第11条の規定に基づき設置が必要な場合。
※3 住戸、共用室（福祉施設等を除く。）で共同住宅用スプリンクラー設備を共用省令の技術上の基準に依り又は当該基準の例により設置されている部分とはとができる。

表 9-II-15
二方向避難型（避難安全支援性能）⁸⁵⁾

共同住宅用自動火災報知設備	住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備 OR 非常警報設備	避難器具（福祉施設等の部分に限る。）	誘導灯及び誘導標識 ※1	6 5
		避難器具	誘導灯及び誘導標識	G

※住戸、共用室、管理入室（福祉施設等）にあるものを除く。）で共同住宅用スプリンクラー設備を共住省令の技術上の基準に従い又は当該技術上の基準の例により設置されている部分は設けないことができる。

※1 地階、無窓階及び11階以上の階に限り誘導灯の設置が必要。

表 9-II-18
二方向避難・開放型（初期拡大拡制性能）⁸⁵⁾

共同住宅用スプリンクラー設備	共同住宅用自動火災報知設備	11階建 10階建
住宅用消火器及び消火器具 ※1	屋内消火栓設備 ※2	★10階以下の特定福祉施設等に設置。ただし、当該部分の合計1,000㎡未満の場合は特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる。
共同住宅用自動火災報知設備及び非常警報設備 ※3	住戸用自動火災報知設備及び非常警報設備 ※3	5階建
動力ポンプ	自動火災報知設備	GL

※1 福祉施設等においては消火器具に限る。
※2 令第11条の規定に基づき設置が必要な場合。
※3 住戸、共用室、管理入室（福祉施設等にあるものを除く。）で共同住宅用スプリンクラー設備を共用省令の技術上の基準に従い又は当該技術上の基準の例により設置されている部分は設けないことができる。

表 9-II-19
二方向避難・開放型（避難安全支援性能）⁸⁵⁾

共同住宅用自動火災報知設備 ⊗	住戸用自動火災報知設備及び 共同住宅用非常警報設備 ⊗	避難器具（福祉施設等の部分に限る。）	誘導灯及び誘導標識（福祉施設等の部分に限る。）	11階建 ----- 10階建
OR				GL
報知設備 自動火災	非常警報器具 又は設備	避難器具	誘導灯及び 誘導標識	

※住戸、共用室、管理入
 室（福祉施設等）にあるもの
 を除く。）で共同住宅用
 用スプリンクラー設備を
 共用省令の技術上の基準
 に従い又は当該技術上の
 基準の例により設置され
 ている部分は設けないこ
 とができる。

表 9-II-16
開放型（初期拡大拡制性能）⁸⁵⁾

共同住宅用スプリンクラー設備 ☆		共同住宅用自動火災報知設備
住宅用消火器及び消火器具※1	☆住戸：共用室、管理入賃室に内装制限され、共用室にあつては、共用室の開口部に防火戸が設けられない場合には設置しないことができる。（福祉施設等の部分を除く。福祉省令第3条第3項第1号参照） ★ ★10階以下の特定福祉施設等に設置。ただし、当該部分の合計1,000㎡未満の場合は特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる。	住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備（※）
消火器具	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備	動力ポンプ 屋外消火栓 自動火災報知設備

※1 福祉施設等においては消火器具に限る。

表 9-II-17
開放型（避難安全支援性能）⁸⁵⁾

共同住宅用自動火災報知設備		避難器具（福祉施設等の部分に限る。）	避難器具
住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備	OR	住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備	誘導標識
自動火災報知設備	非常警報器具又は設備	避難器具	

※住戸、共用室、管理入室（福祉施設等）にあるものを除く。）で共同住宅用スプリンクラー設備を共用省令の技術上の基準に資い又は当該技術上の基準の例により設置されている部分は設けなくともができる。

表 9-II-20
その他（初期拡大拡制性能）⁸⁵⁾

共同住宅用 スプリンクラー設備	共同住宅用自動火災報知設備	共同住宅用 スプリンクラー設備	共同住宅用自動火災報知設備
★	★10階以下の特定福祉施設等に設置。ただし、当該部分の合計1,000㎡未満の場合は特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる。	★	★10階以下の特定福祉施設等に設置。ただし、当該部分の合計1,000㎡未満の場合は特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる。
住宅用消火器及び消火器具 ※1	屋内消火栓設備 ※2	住宅用消火器及び消火器具 ※1	屋内消火栓設備 ※2
消火器具設備	屋内消火栓設備	消火器具設備	屋内消火栓設備
動力ポンプ設備	屋外消火栓設備	動力ポンプ設備	屋外消火栓設備
自動火災報知設備	自動火災報知設備	自動火災報知設備	自動火災報知設備

※1 福祉施設等においては消火器具に限る。
 ※2 令第11条の規定に基づき設置が必要な場合。
 ※3 住戸、共用室、管理入室（福祉施設等にあるものを除く。）で共同住宅用スプリンクラー設備を共用省令の技術上の基準に従い又は当該技術上の基準の例により設置されている部分は設けないことができる。

表 9-II-21
その他（避難安全支援性能）⁸⁵⁾

			誘導標識 誘導灯
避難器具 (福祉施設等の部分に限る。)	避難器具	非常警報器具 又は設備	※1 地階 及び11階以 上は誘導灯 必要。
共同住宅用自動火災報知設備 ()	自動火災 報知設備		

※住戸、共用室、管理入
室(福祉施設等)にあるも
のを除く。)で共同住宅
を共用者等の技術上の基
準に従い又は当該技術上
の基準の別により設置さ
れている部分は設けない
ことができる。